## 令和5年度

| 富士見市特別職報酬等審議会 |   |        |   |       |      |      |      |      |  |
|---------------|---|--------|---|-------|------|------|------|------|--|
| 議事録           |   |        |   |       |      |      |      |      |  |
| B             |   | 時      | 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 (月) 開会 午後 2 時 0 0 分<br>閉会 午後 4 時 3 0 分 |       |      |      |      |      |  |
| 場             |   | 所      | 富士見市役所2階 市長公室   |       |      |      |      |      |  |
|               |   | 者      | 委員  | 長根委員  | 木幡委員 | 安藤委員 | 長田委員 | 根本委員 |  |
|               |   |        |   | 0     | 0    | 0    | 0    | 欠    |  |
|               |   |        |   | 大久保委員 | 山本委員 | 正東委員 | 吉野委員 | 堀江委員 |  |
| 出             | 席 |        |   | 0     | 0    | 0    | 0    | 0    |  |
|               |   |        |   |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        |   |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        | 事務局 古屋総務部長 職員課:鈴木課長、髙野副課長、村木主査                            |       |      |      |      |      |  |
| 公非            |   | •<br>開 | 公開(傍聴者なし)   |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        | 諮問事項<br>(1)議会の議員の報酬の額<br>(2)市長、副市長及び教育長の給料の額              |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        | その他<br>(1)議会の議員の期末手当の支給月数<br>(2)市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数     |       |      |      |      |      |  |
| 議             |   | 題      |   |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        |   |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        |   |       |      |      |      |      |  |
|               |   |        |   |       |      |      |      |      |  |

## 議事内容

- 1 開会
- 2 審議会委員委嘱状交付≪市長から各委員に委嘱状を交付≫
- 3 市長あいさつ ≪省略≫
- 4 委員紹介
- 5 会長選出 委員から大久保委員との推薦があり、本人及び各委員の了承を得ました。
- 6 会長あいさつ ≪省略≫
- 7 審議

≪市長から大久保会長に対して、富士見市特別職報酬等審議会への諮問書を提出≫

別紙1のとおり

≪事務局による説明≫

- 会 長 事務局から説明を受け、諮問事項であります議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関しまして、ご意見やご質問等はありますか。
- 委員国内全体を見ると、日経新聞で冬のボーナスの支給状況を公表していましたが、全国平均で前年比十2.62%、過去最高水準の金額となっています。昨年は前年比約10%の上げ幅でしたので、上げ幅は下がっていますが、折からの物価高ですとか、人材難ですとか、そういった企業の人材確保の部分も含めまして、月例給与の方に上げ幅を振っているという傾向がみられます。こういう全国的な状況を見ましても、月給、賞与ともに引き上げる方向で違和感はないのかなと考えております。また、昨年度の個人住民税の納税率が県内2位になったということで、3年連続表彰を受けていることを考えますと、財政の部分で自助努力もしていることが伺えます。
- 委員 給料については富士見市は県内で真ん中のあたりですが、人口の関係もありますので、資料13の類似団体との比較を見ますと富士見市は下位の方にいます。近隣の団体を見ながら徐々に上げて行って、平均や中央値くらいにしてもいいかと考えます。議会の会期日数を見ましても、108日と他市に比べて多い状況です。引き上げることに賛成ですが、周りの団体より上乗せしてもいいのではないでしょうか。
- 委員 給料は県内では真ん中の辺りですが、賞与については他市より低い状況となっています。給料は毎月、賞与は年2回ということを考えますと、年収ベースで調整して上げていくのがいいのではと思われます。
- 委員資料13の類似団体との比較でみますと、市税総額からみても、他市では富士見市より税収が少ないが報酬は高いといったところもあるようです。他団体と比較してみても、行政規模の割には報酬の額が少ないように感じられます。上昇率は別途検討する必要はありますが、現状より上げる方向で検討していくべきではないかと思います。
- 委員特別職にはしっかりとリーダーシップを取ってもらいたいが、その根幹は生活の安定だと考えます。他の委員さんも仰るように、 月例給、ボーナスともに引き上げ、しっかりとリーダーシップを 発揮していただくことが、市民のためになるかと考えます。
- 委員 富士見市は年収ベースだと真ん中より下となっているが、物価高や燃料高騰といった状況で、特別職や議員も生活が懸かっています。期末手当が若干低いように感じられますが、月例給を上げるとバランスの問題もあるかと思います。
- 事 務 局 今回の諮問書には2つの項目があります。1点目の諮問事項は給 料の月額について、2点目として期末手当について議論いただき たいと考えております。
- 会 長 まずは諮問事項である給料の額についてご意見をいただきたい と思います。
- 委 員 特別職の場合兼業はないですが、議員は兼業している方もいらっ しゃいます。リーダーシップをとってやっているか、地域のため

にやっているかということが重要であり、全国的な平均、県の中で何番目とかいうことだけでは判断できないと考えます。

- 会 長 物価高により地域や市民が苦労している中で、この給料で妥当なのかということをお考えいただきたい。増やすべきなのか、現状維持かという話になるかと思います。
- 委 員 順位を見ていると錯覚してしまいますが、物価高で政府が賃上げという動きをしている中で、中小企業はまだ厳しい面が多々あります。ただ行政としても賃上げの姿勢を示すという意味では、人事院勧告を踏まえ引き上げることもやぶさかではないかと考えます。
- 会 長 12 月広報で市の債務が 370 億くらいあるというのを見ました。一方で、委員の方が仰ったように、税収の面でも一生懸命やっており、個人住民税の納税率は県内の市で令和 3 年度は 1 位、令和 4 年度は 2 位となっています。市民も頑張って納めているわけですが、市長等の毎月の給料はこれでいいでしょうか。
- 委 員 一般職はどうなっているのでしょうか。
- 事 務 局 一般職についてはボーナスは 0.1 月増、給料月額は 1 人当たり 3,900 円位の増となっています。若手は最大 12,000 円上がります が、年齢が上がってきますと 1,000 円から 1,400 円位の増額といった状況です。
- 事務局 県内他市の状況を独自に調べたところ、特別職等の月例給を引き上げる団体も一部あるようです。例えばさいたま市は引上げとの答申が出ており、条例が可決したもののすぐに据え置きの条例を改めて提出し、結果的に上がらないといった状況のようでございます。熊谷市は特別職、議員ともに引き上げとの答申が出ているようです。一方で社会情勢、経済情勢を見ますと市民の生活が苦しい中で、月例給については据置きといった判断をしたところもあるようです。他団体は月例給については据置き、もしくは見直しをしないというところが大半であるように思われます。
- 会 長 職員は人勧通り上がっているが、特別職は据置きというところが 大半とのことです。
- 事 務 局 一般職については、若手に重点を置いて引上げ改定が行われました。特別職については一部見直した団体もありますが、ほとんどのところは据置きのようです。改定するところも給料の月額は 16 年ぶりの改定だったりするので、給料の額は社会情勢の流れをみて、その時々に必要に応じて改定するところが多いのかなという印象はございます。
- 会 長 市民という立場で考えると、やはり生活は苦しいという声も聞きます。期末手当で調整して、給料の額はそのままでいいといった 考え方もあるかとは思いますがいかがでしょうか。
- 委員 月例給を上げるとずっと上がってしまうので、期末手当で調整できるのならその方がよいかと思います。物価高でパートの賃金も上がっていることを勘案すると、引き上げることについては異論ありません。
- 委 員 資料を見ますと引き上げることも必要と考えましたが、他市の状況や市民感情なども考える給料月額はそのままで、期末手当で調整してもいいのではないかと思われます。

- 会 長 給料の額については意見が一通り出たようですので、次に期末手 当について意見を伺いたいと思います。 委 員 富士見市の特別職の期末手当は 3.85 月となっていますが、同じ 規模の団体は大体が 4.0 月以上にはなっていることから、最低で も 0.15 月引き上げて 4.0 月にしてもいいのではないかと思いま す。多くの団体が 4.4 月としている中、3.85 月は少ないように感 じます。せめて 4.0 月くらいにしてはどうでしょうか。 長 審議会の結果として抑えられてきた面もありますが、全体の中で 会 は 3.85 月は低く感じます。 員 平均まで上げたいところではありますが、一気に引き上げるとい 委 うのは難しいので、4.0月くらいでもいいのかなとは思います。 議員が 4.05 月ということころで議員との整合性もありますが。 **員 4.4月の団体が多い中で3.85月は低いという印象です。平均まで** 委 上げるのは難しいですが、客観的な整合性を考えますと人事院勧 告を踏まえ0.1月増がいいのではないかと思います。 員 資料5をみますと、なぜ他市とこれだけ差がついたのかというこ 委 とが気になりますが、平成26年以降上げていない背景には何か しらの理由があるのでしょうか。もしその原因が解消されている
- のであれば、他市並みに上げてもいいのではないかと思います。<br/>
  事務局 当時は条例の提案をしておりませんが、市に特別な事情があったということではありません。近年は審議会を開いて期末手当の改定の議論をしていただいていますが、当時は特に審議会を行っていませんでした。他市では審議会を開かず職員と同じ上げ幅で改定している市も多いですが、当市はそのような取扱いはしておりませんでした。
- 委員 当時に特別な事情がなかったということであれば、人勧通りでなくてもいいのではないかと思います。4.0 月とした場合、+160,000円位で、月にすると10,000円ちょっとになります。市長も頑張ってるというのであれば、支給月数が他市より少ないので期末手当で調整してもいいのではないかと思われます。
- 委員資料5を見ますと令和2年、令和3年で減額しており、コロナの影響かと思われます。コロナが5類に移行し、現状徐々に回復しつつあることを考えますと、令和3年度の引き下げ分を戻すということで0.15月増でもいいのではないでしょうか。
- 事務局 一般職は平成26年、27年と上がっていますが特別職は上げておりません。近年は人勧を踏まえ、一般職と同じ改定幅で改定していることから、一般職と特別職の差は埋まっていません。
- 委 員 資料 1 3 を見ると 4.4 月の団体が大半ですが、人勧どおりやっていればこうなったのでしょうか。
- 事務局一般職と同様に改定していれば現在4.4月になります。
- 委 員 4.4月の団体は、今回の人勧どおり上がると 4.5 月になるのでしょうか。
- 事務局全ての団体というわけではありませんが、多くの団体は一般職と同じく 0.1 月増で 4.5 月になる見込みです。
- 委員 そうしますと人勧通りに上げているだけでは他団体に追いつかないということですね。税収や1人当たりの額を類似団体と比較してみても、ある程度の上げ幅もやむを得ないのではないかと思

います。

- 会 長 一度に一般職と同じ月数まで引き上げるのは無理でも、4.0月くらいなら妥当でしょうか。市民感情から考えてどうでしょうか。
- 委員 人勧どおり 0.1 月増でいいのではないでしょうか。市の状況が良くなったとなれば、市民からもおのずと上げるべきとの意見が出てくるでしょう。人勧通りが妥当と考えます。
- 会 長 今のところ、人勧通り 0.1 月増または 0.15 月増で 4.0 月、という 2 つの意見が出ています。他市は人勧を踏まえて一般職と同じように引き上げており、審議会はあまりやっていないようであります。我々はしっかり会議をやって結論を導き出しており、市長もこのことは理解してくれているかと思います。
- 事 務 局 財政的な面や、説明の根拠ということを考えると難しいですが、 市民の理解を考えると人勧が一つの根拠にはなっています。
- 会 長 委員の皆様のご意見としては、0.15 月増の方が多数のようですが、結論としては 0.15 月増ということでよろしいでしょうか。
- 委 員 給料据置きと考えるなら、その分も含めるということで 0.15 月 増でいいのではないかと思います。
- 委員 0.1 月増という意見もあった中で、最終的な結論としては 0.15 月増となった。そういった意見があったことも事実として受け止 めてほしいと思います。
- 事 務 局 審議結果を尊重するのが大前提ですが、委員の皆様のいろいろな ご意見を伺った中での判断の結果ですので、そのことは市長にも 報告をさせていただきます。
- 会 長 これまでは特別職についての議論でしたが、議員についてはどう でしょうか。同じく 0.15 月増でいいでしょうか。
- 委員個人的な意見になりますが、これまでの市の事情により他市より低くなっているため、この差を徐々に縮めていくことが必要と考えます。過去の人勧を見ますと最小単位が 0.05 月のようですので、今回の人勧の 0.1 月に 0.05 月を加えて 0.15 月増でいいのではないでしょうか。特別職の上げ幅と変わってしまうのも、説明が難しいという面もあるかと思います。
- 委 員 非常に難しいところで、休みなくやっている議員の姿も見ており、できれば上げたいとは思いますが、市民感情としてはどうなのか悩ましいです。
- 委員 議員の年収については、会社員だった方が議員になると年収が減ってしまうといった話も聞いたことがあります。特別職が 0.15月上がることを考えますと、物価が上がっている状況ですので0.1月上げてもいいのではないでしょうか。
- 委員議員は専任ではなく、議会の時だけ活動する人もいらっしゃいます。最低限のところは勘案して 0.1 月増はやむを得ないと考えます。他でも報酬をもらいながらというのは違和感がありますが、市民のために一生懸命やってくれているので、引き上げはやむを得ないかと思います。
- 会 長 議長、副議長、議員で報酬は違いますが、例えば議長だと 0.1 月 増で 54,000 円の増になります。
- 事務局いずれにしても説明が求められます。0.15月だと人勧と異なる理由、0.1月だと特別職と異なる理由が求められることになります。

その辺の違いの理由が整理できればと思います。

委員 人勧どおりの上げ幅(0.1月)でいいと思います。市民への説明 責任などをしっかり果たせば、市長と引き上げ幅が違っても理解 をしてもらえるのではないでしょうか。

委 員 特別職と議員が同じ支給月数の団体が多いようです。同じ状態にに持って行くためには議員は 0.1 月増でいいのではないでしょうか。特別職と議員を同じように上げていっては他市のようにはなりません。徐々に差を詰めていけばよいかと思います。

委員、特別職、議員、一般職が同じ団体が40市中26市となるとこれがスタンダードと思われます。期末手当の支給月数について、議員が特別職より多いのが川口市と富士見市くらいのようです。他市と同じような状況に近づけていくには、特別職と議員の差を緩やかに埋めて行って、最終的には同じ支給月数にするといいのではないでしょうか。

委員 今まで人勧に沿っていたので、人勧の 0.1 月に合わせるのがいいという考えもありますが、0.05 月の差をどう説明するかが難しいところです。まずは特別職と議員が同じ水準になるように、徐々に上げていくという考え方でいいかと思います。

事 務 局 今までの話を整理しますと、まずは人勧が一つのベースであり、 議員については 0.1 月増としますが、現時点の議員と特別職の支 給月数の違いを考慮し、特別職については 0.15 月増ということ でよろしいでしょうか。

会 長 特別職と議員の支給月数に乖離が生じてしまっているので、どこかで調整しなければならないということで、整合性はある程度とれるのではないかと思います。

それでは、これまでの皆様の意見を整理しますと、答申の方向として、議会の議員の報酬については据置き、市長、副市長及び教育長の給料の額については据置き、議会の議員の期末手当については 0.1 月引上げ、市長、副市長及び教育長の期末手当については 0.15 月引上げ、ということでよろしかったでしょうか。承認いただける方は挙手をお願いいたします。

≪全員挙手≫

それでは、答申案を準備します。

≪休憩≫

≪再開≫

会 長 再開します。皆様のお手元に、休憩前に検討した審議内容をもと に、答申案を提示しました。事務局から答申案の朗読をお願いし ます。

≪答申案朗読≫ 別紙2のとおり

会 長 審議会として答申案のとおりの内容で回答することに賛成いた だける方は、挙手をもってご承認いただければと思います。

≪挙手全員≫

- 会 長 それでは皆様の同意を得ましたので、答申案のとおり回答することに決しました。皆様のご協力により、滞りなく審議を進めることができました。ここで進行を事務局に戻します。
- 8 閉会 ≪審議終了≫